

## 令和6年度愛媛県公立高等学校等専攻科の生徒への 奨学のための給付金支給申請等に係る手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等専攻科の生徒の保護者等に対し、「専攻科の生徒への奨学のための給付金(返済不要、申請必要)」を支給します。該当する方は、各学校を通じて申請してください。

### 記

#### 1 支給要件(基準日(原則7月1日)に次の要件を全て満たすこと)

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している  
※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯  
※ 失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる場合は、給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。
- (3) 基準日に在学しており、高等学校等専攻科支援金(授業料支援)の補助要件を満たしている  
※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

#### 2 支給額(対象生徒1人当たりの年額)

費目	支給額
教科書費・教材費	19,100円
学用品費	17,400円
通信費	14,000円
合計	50,500円

#### 3 申請書等配布場所

- 在籍校の事務室
- 高校教育課(松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館10階)
- 愛媛県ホームページからダウンロード  
<https://www.pref.ehime.jp/page/3913.html>

[ホーム] → [教育・スポーツ] → [学校教育] → [高校教育課] → [愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金について]

#### 【問合せ先】

愛媛県立宇和島水産高等学校事務室  
担当：城戸  
TEL：0895-22-6575